

平成21年(ネ)第5763号

遺伝子組換え稲の作付け禁止等請求控訴事件

控訴人 山田稔 外12名

被控訴人 独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構

証 拠 説 明 書 (3)

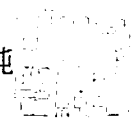
平成22年6月18日

東京高等裁判所第20民事部 御中

被控訴人訴訟代理人弁護士 畑 中 鐵 丸



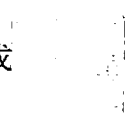
同 弁護士 山 岸 純



同 弁護士 大 塚 陽 介



同 弁護士 辻 崇 成



被控訴人訴訟復代理人弁護士 伊 藤 敬 洋



号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨	備考
乙 123	要 望 書 写 し	平成17年 8月7日	木暮一啓	<ul style="list-style-type: none"> 作成者木暮一啓氏が、本件訴訟に先行する仮処分申立事件において、「最悪のシナリオは、これで耐性を得た細菌が環境あるいは地球上に広く蔓延し、これまでの病原菌の病原性を飛躍的に高くした細菌が多くの人間を死に至らしめる、というものです。今回疎甲 86 の裁判はこのSFのようなシナリオを可能にしかねない危険性をはらんでいます。」等の意見を提出したこと。 作成者木暮一啓氏は、本件訴訟に先行する仮処分申立事件のときから本件に積極的に関与し、本件実験栽培を主観的に忌避する旨の感情的な意見等を提出してきたこと。 	※ 本件訴訟にて先行する仮処分申立事件における疎甲 86 (1頁目)の写し。